

# ○大府市任意予防接種・風しん抗体検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種以外の任意による予防接種を行うことにより、疾病の予防を図ることを目的として実施する大府市任意予防接種（以下「任意予防接種」という。）及び妊婦の風しんの感染を予防するため実施する風しん抗体検査（以下「抗体検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任意予防接種)

第2条 任意予防接種は、次に掲げるワクチンの接種とする。

- (1) 乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下これらを「風しんワクチン等」という。）
- (2) 季節性インフルエンザワクチン
- (3) おたふくかぜワクチン
- (4) 乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え帯状疱疹<sup>ほうしん</sup>ワクチン（以下これらを「帯状疱疹ワクチン等」という。）

(対象者)

第3条 任意予防接種及び抗体検査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、任意予防接種又は抗体検査の実施時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、接種するワクチン又は抗体検査に応じ、それぞれ別表第1に定めるものとする。ただし、おたふくかぜワクチンの対象者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6に規定する特別の事情があることで予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、おたふくかぜワクチンの対象者とする。

(任意予防接種及び抗体検査の回数)

第4条 任意予防接種及び抗体検査の回数は、対象者1人につきそれぞれ別表第1に定める回数を限度とする。

(実施方法)

第5条 任意予防接種及び抗体検査の実施方法は、市長が任意予防接種又は抗体検査の委託契約を締結した医療機関（以下「委託医療機関」という。）の医師が行う個別接種及び個別検査とする。

- 2 任意予防接種又は抗体検査の実施を希望する対象者は、市長に対して申込みを行い、予診票又は調査票の交付を受けるものとする。ただし、季節性インフルエンザワクチン及びおたふくかぜワクチンの接種については、市長は、あらかじめ別表1に定める対象者に予診票を交付するものとする。
- 3 予診票又は調査票の交付を受けた対象者は、委託医療機関に予診票又は調査票を提出し、任意予防接種又は抗体検査を受けるものとする。

(自己負担金)

第6条 任意予防接種又は抗体検査を受けた対象者は、任意予防接種又は抗体検査1回につき別表第2に定める自己負担金を委託医療機関に支払うものとする。

(自己負担金の免除)

第7条 対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者の属する世帯（以下これらを「特例世帯」という。）に属する場合は、自己負担金を次のとおり免除する。

- (1) 带状疱疹ワクチン等以外の任意予防接種及び抗体検査 全額
- (2) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 医療機関の定める金額（上限10,000円とする）
- (3) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 医療機関の定める金額（1回につき上限20,000円とする）

2 特例世帯に属する者で、自己負担金の免除を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、任意予防接種又は抗体検査を受ける前に任意予防接種・風しん抗体検査自己負担免除資格証明書交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、特例世帯に属することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本市に備付けの台帳等で要件が確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、任意予防接種・風しん抗体検査自己負担免除資格証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）を申請者に交付する。

4 証明書の交付を受けた申請者は、証明書を委託医療機関に提出し、任意予防接種又は抗体検査を受けるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表第1風しん抗体検査の項対象者の欄及び風しんワクチン等の項対象者の欄中「風しんのり患歴がある者」とあるのは「風しんのり患歴がある者及び昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた者」と読み替えて適用する。

3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1おたふくかぜワクチンの項対象者の欄中「生後12月」とあるのは「令和3年4月2日以後に生まれた者であって、生後12月」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、同年4月1日以後の任意予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行し、同年4月1日以後の任意予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

接種するワクチン及び抗体検査	対象者	回数
風しん抗体検査	<p>(1) 妊娠を予定又は希望している女性 既婚、未婚に限らず、妊娠を予定又は希望している女性。ただし、妊娠中の者、風しんのり患歴がある者及び平成2年4月2日以降生まれの者で、過去に風しん又は麻しん風しん混合ワクチンを2回接種している者を除く。</p> <p>(2) 妊娠を予定又は希望している女性の夫 (1)の者と婚姻関係にある男性（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）。ただし、風しんのり患歴がある者及び平成2年4月2日以降生まれの者で、過去に風しん又は麻しん風しん混合ワクチンを2回接種している者を除く。</p>	1回
風しんワクチン等	<p>(1) 妊娠を予定又は希望している女性であって、風しん抗体価が十分でない者 既婚、未婚に限らず、妊娠を予定又は希望している女性。ただし、妊娠中の者、風しんのり患歴がある者及び平成2年4月2日以降生まれの者で、過去に風しん又は麻しん風しん混合ワクチンを2回接種している者を除く。</p> <p>(2) 妊娠を予定又は希望している女性の夫であって、風しん抗体価が十分でない者 (1)の者と婚姻関係にある男性（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）。ただし、風しんのり患歴がある者及び平成2年4月2日以降生まれの者で、過去に風しん又は麻しん風しん混合ワクチンを2回接種している者を除く。</p>	1回
季節性インフルエンザワクチン	15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者	1回
	18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者	1回
おたふくかぜワクチン	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回
	小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	1回

帯状疱疹ワクチン等	50歳以上の者であって乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種する者	1回
	50歳以上の者であって乾燥組換え帯状疱疹 <small>ほうしん</small> ワクチンを接種する者	2回

別表第2（第6条関係）

接種するワクチン及び抗体検査	自己負担金
風しん抗体検査	1,000円
風しんワクチン等	1,000円
季節性インフルエンザワクチン	医療機関が請求した金額から2,000円を引いた額
おたふくかぜワクチン	医療機関が請求した金額から2,000円を引いた額
乾燥弱毒生水痘ワクチン	医療機関が請求した金額から4,000円を引いた額
乾燥組換え帯状疱疹 <small>ほうしん</small> ワクチン	医療機関が請求した金額から10,000円を引いた額